

# 福井県県有施設長寿命化計画（病院編）

福井県

## 目 次

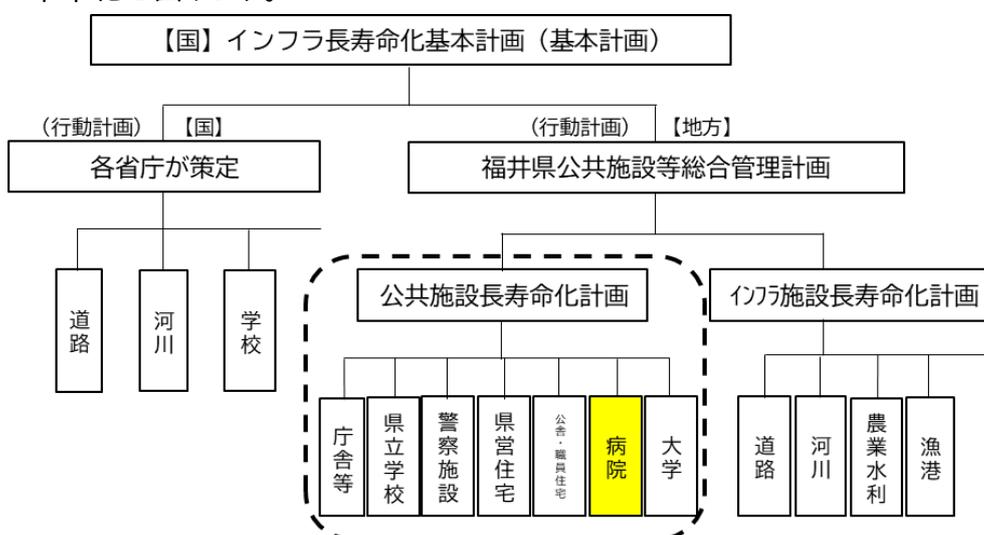
I 計画の位置付け等.....	1
1 策定の目的 .....	1
2 対象施設 .....	1
3 計画期間 .....	2
II 現状と課題.....	3
1 現状 .....	3
2 課題 .....	3
III 対策の方針 .....	4
IV 対策の内容 .....	5
1 施設保有量の適正化と有効活用.....	5
2 長寿命化対策の推進 .....	5
3 維持管理費の最適化 .....	6
4 安全の確保 .....	6
5 ユニバーサルデザイン化の推進.....	6

# I 計画の位置付け等

## 1 策定の目的

本計画は、国が平成25年度に策定した「インフラ長寿命化基本計画」および県が平成27年度に策定し、令和7年度に改訂した「福井県公共施設等総合管理計画」を踏まえ、施設類型ごとの具体的な対応方針を定める長寿命化計画（個別施設計画）です。

予防保全型の維持管理や計画的な修繕等を効果的に実施することで、利用者の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減や経費の平準化を図ります。



## 2 対象施設

本県が保有する公共施設のうち、福井県立病院および福井県立すこやかシルバー病院の2施設を対象とします。

道路橋梁や農業水利施設等のインフラ施設および以下に示す別の施設類型に該当する建物は対象としません。

施設類型	具体例
庁舎等	県庁舎、合同庁舎、美術館、博物館 等
県立学校	高等学校、特別支援学校
警察施設	警察本部庁舎、警察署、運転者教育センター 等
県営住宅	町屋団地、清水グリーンハイツ、御幸タウン 等
公舎・職員住宅	公舎、職員住宅
大学	県立大学

※対象施設については、その後の事情変化等により適宜見直します。

### 3 計画期間

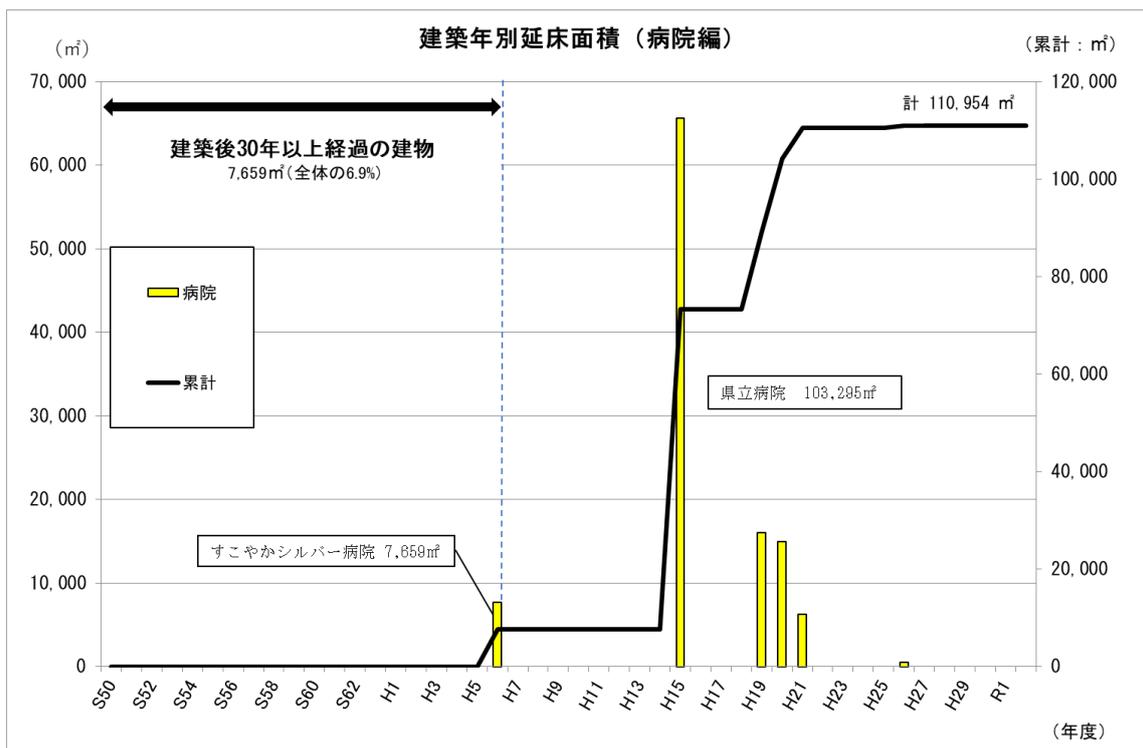
本計画は、福井県公共施設等総合管理計画の推進にあたり、施設類型ごとの具体的な対応方針を定めるものであることから、計画期間は同計画と同じく、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

なお、各対象施設の状態は、経年劣化等により常に変化することから、計画期間中であっても必要に応じて本計画を見直すこととします。

## II 現状と課題

### I 現状

今回対象とする2施設の総面積は約11万㎡で、うち、建築後30年を経過している建物は、延床面積で約7%です。



### 2 課題

今後想定される施設の老朽化に対応していくため、予防保全型の維持管理や、修繕等の計画的な推進が必要です。

### Ⅲ 対策の方針

---

#### 1 施設保有量の適正化と有効活用

- 10年後(令和17年度)における延床面積は、原則として、令和6年度末時点の延床面積を上限とし、それ以下となるよう抑制することを基本とします。
- 施設の建築・建替えにあたっては、民間や国、市町も含めた既存施設の有効活用を図るとともに、PPP/PFI等による効率的な施設整備を検討します。
- 県立病院附属の立体駐車場の管理・運営については、PFI契約が令和11年3月31日に終了するため、業務委託契約等への見直しを検討します。
- 施設利用料の見直しやネーミングライツ、広告掲出により、歳入の確保に努めます。

#### 2 長寿命化対策の推進

- 定期的な巡回や専門業者による保守点検、建築基準法に基づく定期点検等を継続し、病院機能や建物の健全度の維持確保に努めます。
- 予防保全型維持管理や長寿命化仕様設備への更新等を行い、施設および設備の長寿命化を目指します。
- 設備等の計画的な更新を行い、機能の一時停止を防止します。

#### 3 維持管理費の最適化

- 省エネルギー設備機器の導入やLED照明の設置等により、カーボンニュートラルを推進します。
- 設計の段階から熱波対策等も踏まえたライフサイクルコストの縮減やメンテナンスのしやすさを考慮し、施設の建築、改修、建替えを実施します。

#### 4 安全の確保

- 災害拠点病院としての役割を果たせるように、施設および設備の適切な保全を行います。
- 供用を廃止し、利活用の予定がない施設は、速やかに除却等を行い、倒壊による事故や防犯上の危険を未然に防ぎます。

#### 5 ユニバーサルデザイン化の推進

- 施設の改修においては、誰もが安全に安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備に努めます。

## IV 対策の内容

### 1 施設保有量の適正化と有効活用

#### (1) 延床面積の抑制

10年後（令和17年度）における延床面積は、原則として、令和6年度末時点の延床面積を上限とし、それ以下となるよう抑制することを基本とします。

#### (2) 既存施設の有効活用と効率的な施設整備の検討

施設の建築・建替えにあたっては、民間や国、市町も含めた既存施設の有効活用を図ります。

PPP や PFI 等の公民連携手法を活用し、財政負担の軽減と効率的な施設整備の実現に向けた検討を行います。

なお、県立病院附属の立体駐車場の管理・運営については、PFI契約が令和11年3月31日に終了するため、業務委託契約等への見直しを検討します。

#### (3) 県有財産の活用による歳入の確保

施設利用料の見直しやネーミングライツ、広告掲出により、歳入の確保に努めます。

### 2 長寿命化対策の推進

定期的な巡回や専門業者による保守点検、建築基準法に基づく定期点検等を継続し、病院機能と建物の健全度の維持確保に努めます。

点検結果を踏まえ、予防保全型維持管理や長寿命化仕様設備への更新等を行い、機能の一時停止を防止します。

また、部位・設備の特性に応じた計画的保全を実施するとともに、修繕工事では施設の状態や目標耐用年数を踏まえた予防保全を行い、工事の優先順位を適切に設定して財政負担の平準化を図ります。

さらに、病院を運用しながら修繕する際には、機能停止や受入制限の影響を最小限に抑えるため、施設の老朽化状況や地域の医療提供体制を踏まえ、仮設病院の整備や近隣病院との連携について事前に十分な検討を行います。

優先する修繕 (予防保全の観点から特に優先して実施)	通常の修繕 (劣化状況を勘案しながら計画的に実施)
<ul style="list-style-type: none"><li>劣化により躯体への直接の影響が生じる部位・設備</li></ul> 計画的な保全を行わず、損傷してから修理を行った場合、基礎・柱・梁等の躯体への劣化・損傷を招き、建物自体の寿命を縮めることに	<ul style="list-style-type: none"><li>劣化による躯体や安全性への影響が小さな部位・設備</li></ul> 損傷・故障等した場合でも、躯体や安全性、施設機能への影響が少ない部位、設備（施設照明、内部建具等）

<p>なりかねない部位・設備（屋根、外壁等）については、早期段階で計画的に修繕を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・劣化により人命への影響が考えられる部位・設備</li> </ul> <p>利用不能となってから修理を行った場合、医療機器や医療サービスへの影響が発生し、利用者の人体に影響を与えかねない部位・設備（電気設備、空調等）については、定期点検結果をもとにした修繕を確実に実施します。</p>	
---	--

### 3 維持管理費の最適化

これまで、省エネルギー設備機器の導入、冷暖房の基準温度の設定等により、エネルギー使用量の削減を図り、清掃・警備等の業務委託に関しては、一般競争入札による価格競争や一括発注等を行い、維持管理費の節減に努めてきました。

今後、更なる省エネルギー設備機器の導入やLED照明の設置等により、カーボンニュートラルを推進します。

なお、長寿命化改修等にあたっては、設計の段階から熱波対策等も踏まえたライフサイクルコスト※の縮減やメンテナンスのしやすさを考慮し、施設の建築、改修、建替えを実施します。

※建設コスト、使用期間中コスト、使用終了時コストの総計

### 4 安全の確保

災害拠点病院としての役割を果たせるように、施設および設備の適切な保全を行います。

なお、施設機能の廃止等により建物を除却することとなった場合には、倒壊による事故防止や防犯上の観点から、速やかな対応に努めます。

### 5 ユニバーサルデザイン化の推進

誰もが安全に安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備や改修等を必要に応じて進めます。